





号において「法」という。)の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第74条の規定による建築主に対する指導及び助言をすること。

イ 法第75条第1項の規定による届出及び変更の届出を受理すること。

ウ 法第75条第2項の規定による届出に係る事項の変更を指示すること。

エ 法第75条の2第1項の規定による届出及び変更の届出を受理すること。

オ 法第75条の2第2項の規定による届出に係る事項の変更を勧告すること。

カ 法第87条第10項の規定による報告及び立入検査に関すること。

(13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に該当する建設工事に係るものに限る。)

ア 法第10条第1項又は第2項の規定による届出又は変更の届出を受理すること。

イ 法第10条第3項の規定によるアの届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置の命令に関すること。

ウ 法第11条の規定による通知を受理すること。

エ 法第14条の規定による分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。

オ 法第42条第1項の規定による報告の徴収をすること。

カ 法第43条第1項の規定による立入検査をすること。

(14) 駐車場法(昭和32年法律第106号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第12条の規定による設置の届出を受理すること。

イ 法第13条第1項の規定による管理規程の届出を受理すること。

ウ 法第14条の規定による休止等の届出を受理すること。

(15) 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務を実施すること。

(16) 第7条第2項の規定により本部長が土木事務所の各課の事務を指定した場合にあっては、第56条第1項各号に掲げる事項で当該事務に係るもの

第12条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条第1項第19号中「及び障害者福祉施設」を「、障害者福祉施設及び保育所」に改め、同項第23号イ中「21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱第2の1の(1)の規定による」を削り、同号ウ中「林地取得資金融通取扱要綱第3の1の規定による」を削り、同号オを削り、同項第30号及び第31号を削る。

第24条第1項第19号を削り、同条第2項第1号中「課長」を「振興局の課の職員」に改め、「関すること」の次に「(振興局の課の職員(課長を除く。))の年次有給休暇に係るものを除く。」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 収入に関すること。

第26条第1項第3号中「副部長及び課長」を「部の職員(部長を除く。)」に改め、「関すること」の次に「(振興局の課の職員(課長を除く。))の年次有給休暇に係るものを除く。」を加え、同項第25号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

(25) 分掌事務に係る収入に関すること。

第26条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「及び同法第32条第1項、第2項及び第4項において準用する同法第13条」を、「同法第31条の6の規定による父子福祉資金及び同法第32条」に改め、同条第3項第4号中「熊本県農業近代化資金融通措置要項の規定による融資のうち、同要項第2の1の(1)に掲げる者及び第2の2の(1)に掲げる融資機関の第2の1の(2)から(4)までに掲げる者に対する融資」を「農業近代化資金の融資(農業を営む者及び農業協同組合が行う農業を営む者以外の者に対する融資に限る。)」に、同項第8号中「熊本県農業近代化資金融通措置要項の規定による資金」を「農業近代化資金」に改め、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同項第14号中「熊本県農業負債整理関係資金運営要領の規定による」を削り、「、農業経営維持安定資金」を「(再建整備資金及び償還円滑化資金に限る。)」に改め、「熊本県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領の規定による」を削り、同項中第15号を第13号とし、第16号から第27号までを2号ずつ繰り上げ、同項第28号中「県有林土地貸付要領第3条の規定による」を削り、同号を同項第26号とし、同項第29号中「県有林事業造林小屋管理要領第2条の規定による造林小屋」を「県有林造林小屋」に改め、同号を同項第27号とし、同項第30号中「県有林立木竹等損害額算定要領第1条の規定による県有林」を「県有林立木竹等」に改め、同号を同項第28号とし、同項第31号中「県有林火災処理要領の規定による火災」を「県有林火災」に改め、同項第29号中「県有林植栽、保育間伐、環境林整備、管理調査等」に改め、同号を同項第30号とし、同項第33号を削り、同項第34号中「県有林産物調査処分要領第70条の規定による県有林産物計画外処分」を「県有林産物の計画外処分」に改め、同号を同項第31号とし、同項第35号中「県有地境界確定事務取扱要領、県有林境界線経営計画実施要領及び県有林管理調査業務委託要領の規定による県有林の境界管理等」を「県有林の境界管理」に改め、同号を同項第32号とし、同項第36号を同項第33号とし、同項第37号を同項第34

号とし、同項第38号を同項第35号とし、同条第4項第1号から第13号までを削り、同項第14号中「平成12年法律第104号。」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に及び第16号を削り、同項中第17号を第2号とし、第18号から第33号までを15号

第28条第1項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条を次のように改める。  
第29条を削除

第37条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。  
前項において準用する第26条第1項各号及び同条第3項各号に掲げる事項のほか、振興局の農林部長は、次に掲げる事項（第3号から第12号までに掲げる事項にあつては、熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡に係るものを含む。）を専決するものとする。

第37条第2項第5号中「熊本県林業担い手育成基金関係事業実施要領第3の1の2の（3）及び第3の1の4の（1）のアの規定による」を削り、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同条第3項第1号中「除く。」の次に「及び第26条第1項第25号」を加え、同項第2号中「第17号及び第27号」を「第12号」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第38条中「及び第29条」を削る。  
第56条第1項第1号中「第26条第4項第21号」を「第26条第4項第7号」に、「第26号」を「第12号」に、「第28号」を「第14号」に、「第32号」を「第18号」に改め、同項第2号中「第37条第3項第5号及び第6号」を「第37条第3項第4号及び第5号」に改め、同項中第27号を第28号とし、第12号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 用地等の買収、使用及び損失補償に係る支出。負担行為をすること。

第67条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第17号を1号ずつ繰り上げる。

第69条第1項第1号中「及び第25号」を「、第25号及び第33号」に改め、同条第2項第1号中「第26号から」の次に「第32号まで及び第34号から」を加え、同項第4号中「関すること」の次に「（県北広域本部の課の職員（課長を除く。）の年次有給休暇に係るものを除く。）」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 県北広域本部の土木部長は、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 第10条第4項第1号から第15号までに掲げる事項
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
  - ア 法第8条第1項の規定により、宅地造成に関する工事（造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）を許可すること。
  - イ 法第12条第1項の規定により工事（造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の計画の変更を許可すること。
  - ウ 法第12条第2項の規定により工事（造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の計画の軽微な変更の届出を受理すること。
  - エ 法第13条の規定により工事（造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の完了の検査を行い、検査済証を交付すること。
  - オ 法第15条の規定により工事等（造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の届出を受理すること。
  - カ 法第16条第2項の規定により、勧告をすること。

(3) 第66条第2項の規定により本部長が県北広域本部菊池地域振興局の土木部の各課の事務を指定した場合にあつては、第103条第1項において準用する第26条第1項各号及び第103条第3項各号に掲げる事項で当該事務に係るもの

第80条第1項に次の1号を加える。  
(3) 社会福祉法人（保育所の運営を行うものに限る。）の基本財産の処分及び長期借入金等並びに社会福祉施設（保育所に限る。）の運営費に関する協議の承認をすること。

第83条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第84条中「及び第29条」を削る。  
第90条の見出し中「鹿本地区振興局の」の次に「局長の」を加え、同条第1項第2号中「第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第92条第2項中「第84条第2項各号」を「第83条第2項各号」に改め、同条第3項第1号中「第17号及び第27号」を「第12号」に改める。

第94条中「及び第29条」を削る。  
第100条第1項第2号中「第80条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第103条第2項中「第84条第2項各号」を「第83条第2項各号」に改め、同条第3項第1号中「第17号及び第27号」を「第12号」に改め、同項第2号中「及び第4号」を削る。

第104条中「及び第29条」を削る。  
 第113条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。  
 第114条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。  
 第116条第1項第2号中「第80条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。  
 第119条第2項中「第84条第2項各号」を「第83条第2項各号」に改め、同条第4項第1号中「第17号及び第27号」を「第12号」に改める。  
 第120条中「及び第29条」を削る。  
 第125条第3項第10号中「県南広域本部八代地域振興局土木部技術管理景観課」を「県南広域本部八代地域振興局土木部技術管理課」に改める。  
 第126条第1項第1号中「第7号」を「第6号」に、「第10号から第15号」を「第9号から第14号」に改める。  
 第136条第1項第2号中「第80条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。  
 第139条第3項第1号中「第26条第4項各号」の次に「(第2号及び第8号を除く。)」を加え、同項第2号中「第56条第1項第18号」を「第56条第1項第19号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 第26条第4項第2号及び第8号に掲げる事項(氷川ダム管理所の管理区域に係るものを除く。)  
 第140条中「及び第29条」を削る。  
 第149条第10号及び第150条第10号中「土木部技術管理景観課」を「土木部技術管理課」に改める。  
 第152条第1項第2号中「第80条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。  
 第155条第2項中「第26条第2項第1号」を「第83条第2項各号」に改め、同条第3項第1号中「第17号」を「第2号」に改め、同項第2号中「第26条第4項第17号」を「第26条第4項第2号」に改め、同項第4号中「第83条第3項第3号」を「第83条第3項第2号」に、「第7号」を「第6号」に改める。  
 第156条中「及び第29条」を削る。  
 第162条第2項第2号中「第80条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。  
 第165条第1項中「第84条第2項各号」を「第83条第2項各号」に改め、同条第4項第1号中「第17号及び第27号」を「第2号、第8号及び第12号」に改め、同項第4号を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「事項」の次に「(市房ダム管理所の管理区域に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 第26条第4項第8号に掲げる事項(市房ダム管理所の管理区域に係るものを除く。)  
 第166条中「及び第29条」を削る。  
 第171条第3項第9号中「天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理景観課」を「天草広域本部天草地域振興局土木部技術管理課」に改める。  
 第172条中「第126条第5号」を「第126条第1号中「第67条第1号」とあるのは「第8条第1号から第6号まで並びに第67条第2号」と、同条第5号」に改める。  
 第180条第1項第2号中「第80条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。  
 第183条第2項中「第26条第2項第1号」を「第83条第2項各号」に改め、同条第4項第1号中「第17号」を「第2号」に改め、同項第2号中「第26条第4項第17号」を「第26条第4項第2号」に改める。  
 第184条中「及び第29条」を削る。  
 第193条第9号及び第194条第7号中「土木部技術管理景観課」を「土木部技術管理課」に改める。

別表第1 県央広域本部の項中「技術管理課」を「技術管理課 景観建築課」に改め、同表県北広域本部の項中「景観建築課」を「景観建築第一課 景観建築第二課」に改め、同表県南広域本部の項中「技術管理課」を「技術管理課 景観建築課」に改める。

別表第2 県央広域本部宇城地域振興局の項、県央広域本部上益城地域振興局の項及び県北広域本部玉名地域振興局の項中「維持管理調整課 景観建築課」を「維持管理調整課」に改め、同表県北広域本部菊池地域振興局の項中「技術管理課 景観建築課」を「技術管理課」に改め、同表県南広域本部八代地域振興局の項及び天草広域本部天草地域振興局の項中「技術管理景観課」を「技術管理課」に改める。

別表第3 税務部の部課税第一課の項を次のように改める。

課税第一課	1 県税(自動車取得税及び自動車税を除く。)の賦課に関することと。
	2 自動車取得税及び自動車税の減免申請の受付に関すること。

別表第3 土木部の部技術管理課の項中「景観建築課並びに」を削り、同項の次に次のように加える。

景観建築課	1 開発行為等の規制に関すること。
-------	-------------------

2	都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。
3	路外駐車場に關すること。
4	景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6の1共通基準（5）及び（6）に掲げる事項に係る審査及び指導に関すること。
5	建築士に関すること。
6	建築に関すること。
7	優良宅地及び住宅の認定に関すること。
8	独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。
9	公営住宅等の中間検査に関すること。
10	営繕に関すること。
11	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関すること。
12	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に該当する建設工事をいう。）に関すること。

別表第4中「及び福祉事務所」を「、福祉事務所及び博物館ネットワークセンター」に改める。

同表総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。  
 23 その他本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌に関する事務であつて、地域振興局において処理することとされた業務に関すること。

同表保健福祉環境部の部総務企画課の項中「総務企画課」を「総務福祉課」に改め、同項分掌事務の欄第8号中「保健福祉環境部内の」を「地域福祉施策の推進及び」に改め、同欄に次のように加える。

9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関すること。

10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。

11 介護老人保健施設の指導監査に関すること。

12 介護員養成研修の指定事業者の指定及び指導等に関すること。

13 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。

14 社会福祉協議会に関すること。

15 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

16 民生委員及び児童に関すること。

17 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。

18 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。

19 認可外保育施設の調査等に関すること。

20 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。

21 特別児童扶養手当に関すること。

22 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。

23 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。

24 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。

25 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。

26 その他社会福祉に関すること。

27 保健福祉環境部内の調整に関すること。

別表第4農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。  
 5 日本型直接支払制度に関すること（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。  
 別表第4土木部の部維持管理調整課の項第5号中「（平成12年政令第495号）」を削り、「該当するもの」を「掲げる基準に該当する建設工事」に改め、同部景観建築課の項を削る。

別表第5総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。  
 23 その他本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌に関する事務であつて、地域振興局において処理することとされた業務に関すること。

別表第5保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第13号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関すること（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第5土木部の部景観建築課の項を削る。  
 別表第6農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関すること（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第8総務部の部振興課の項分掌事務の欄第5号中「市町村・税務局市町村行政課及び同局市町村財政課」を「市町村・税務局市町村課」に改め、同部総務課の項分掌事務の

欄中「市町村・税務局市町村行政課、同局市町村財政課」を「市町村・税務局市町村課」に改め、同部課税課の項を次のように改める。

課税課	1 県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事。こと。
	2 自動車取得税及び自動車税の減免申請の受付に関する事。こと。

別表第8土木部の部景観建築課の項を次のように改める。

景観建築第一課	1 開発行為等の規制に関する事。こと。
	2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事。こと。
	3 路外駐車場に関する事。こと。
	4 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6の1共通基準(5)及び(6)に掲げる事項に係る審査及び指導に関する事。こと。
	5 建築士に関する事。こと。
	6 建築に関する事。こと。
	7 優良宅地及び住宅の認定に関する事。こと。
	8 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事。こと。
景観建築第二課	9 公営住宅等の中間検査に関する事。こと。
	10 営繕に関する事。こと。
	11 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関する事。こと。
	12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に該当する建設工事をいう。）に関する事。こと。

別表第9総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。  
23 その他本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌に関する事務であつて、地域振興局において処理することとされた業務に関する事。こと。

別表第9保健福祉環境部の部総務福祉課の項分掌事務の欄第15号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事。こと（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第9土木部の部景観建築課の項を削る。

別表第10総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。

23 その他本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌に関する事務であつて、地域振興局において処理することとされた業務に関する事。こと。

別表第10保健福祉環境部の部総務福祉課の項分掌事務の欄第15号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事。こと（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第10土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第5号を削り、同欄第6号中「分別解体等」の次に「（建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に該当する建設工事をいう。）」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同欄第18号中「第20号」を「第18号」に改め、同号を同欄第16号とし、同号中第19号を第17号とし、第20号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、第25号から第33号までを削り、第34号を第23号とする。

別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第8号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事。こと（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第11土木部の部景観建築課の項を削る。

別表第12総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。

24 その他本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌に関する事務であつて、地域振興局において処理することとされた業務に関する事。こと。

別表第12保健福祉環境部の部総務福祉課の項分掌事務の欄第15号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事。こと（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第12土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第5号を削り、同欄第6号中「分別解体等」の次に「（建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に該当する建設工事をいう。）」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄中第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同欄第18号中「第20号」を「第18号」に改め、同号を同欄第16号とし、同号中第19号を第17号とし、第20号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、第25号から第33号までを削り、第34号を第23号とする。

別表第13総務部の部振興課の項分掌事務の欄第5号中「市町村・税務局市町村行政課及び同局市町村財政課」を「市町村・税務局市町村課」に改め、同部総務課の項分掌事務の欄中「市町村・税務局市町村行政課、同局市町村財政課」を「市町村・税務局市町村課」に改め、同部課税課の項を次のように改める。

課税課	1 県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事 2 自動車取得税及び自動車税の減免申請の受付に関する事
-----	---

別表第13土木部の部技術管理課の項分掌事務の欄第6号中「技術管理景観課」を「技術管理課」に改め、同項分掌事務の欄第5号を削り、同欄第6号中「分別解体等」の次に「（建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に該当する建設工事をいう。）」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄第7号から同欄第16号までを2号ずつ繰り上げ、第28号から第36号までを削り、第37号を第26号とする。

別表第14保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第8号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第14土木部の部技術管理景観課の項中「技術管理景観課」を「技術管理課」に改め、同項分掌事務の欄第5号を削り、同欄第6号中「分別解体等」の次に「（建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に該当する建設工事をいう。）」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄第7号から同欄第16号までを2号ずつ繰り上げ、第28号から第36号までを削り、第37号を第26号とする。

別表第15総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。

24 その他本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌に関する事務であつて、地域振興局において処理することとされた業務に関する事

別表第15保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第8号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第15土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第5号を削り、同欄第6号中「分別解体等」の次に「（建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に該当する建設工事をいう。）」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄中第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、同欄第21号中「及び第32号」を削り、同号を同欄第19号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り上げ、第28号から第36号までを削り、第37号を第26号とする。

別表第16総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。

24 その他本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌に関する事務であつて、地域振興局において処理することとされた業務に関する事

別表第16保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第15号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第16土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第5号を削り、同欄第6号中「分別解体等」の次に「（建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に該当する建設工事をいう。）」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同欄第18号中「第20号」を「第18号」に改め、同号を同欄第16号とし、同号中第19号を第17号とし、第20号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、第25号から第34号までを削り、第35号を第23号とする。

別表第17総務部の部税務課の項分掌事務の欄第4号中「本庁総務部税務課」を「本庁総務部市町村・税務局税務課」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号の次に次の1号を加える。

4 自動車取得税及び自動車税の減免申請の受付に関する事

別表第18保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄第8号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第5号を次のように改める。

5 日本型直接支払制度に関する事（環境保全型直接支払に係るものを除く。）。

別表第18土木部の部技術管理景観課の項中「技術管理景観課」を「技術管理課」に改め、同項分掌事務の欄第5号を削り、同欄第6号中「分別解体等」の次に「（建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる基準に該当する建設工事をいう。）」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄第7号から同欄第16号までを削り、同欄第17号を同欄第6号とする。

- 附 則
- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
  - この訓令の施行の際現に県央広域本部宇城地域振興局保健福祉環境部総務企画課及び福祉課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、県央広域本部宇城地域振興局保健福祉環境部総務福祉課に勤務を命ぜられたものとする。